

## 第 3 章 幼兒教育

### 第 1 節 幼兒教育



## 第1節 幼児教育

### 1 幼児教育の充実



「生きる力」を身に付け 高い志をもった「うるまっ子」

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児が自ら環境に主体的に関わることができるように、幼児一人一人の行動の理解と予想に基づいた、計画的な環境の構成に努める。

また、幼児が安定した情緒の下で過ごすことができるよう、教師が幼児一人一人の思いを受け止め、信頼関係を十分に築くことが必要である。

#### 1. 幼児期の特性を踏まえた「生きる力」の基礎の育成

##### 幼児期の発達の特性に応じた『遊び』を大切にする

- (1) 豊かな体験を通して、感じたり、気付いたり、考えたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」を培う。
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、自分なりに考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」を培う。
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」を培う。

#### 2. 「社会に開かれた教育課程」を踏まえた教育活動の充実

##### 子どもたちの直接的・具体的な体験を通して、豊かな感性や情操を育むことを大切にする

幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となる。

- (1) 各幼稚園においてカリキュラム・マネジメントの充実に努める。
- (2) 各幼稚園の教育目標を実現するために、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。
- (3) 幼児にとって幼稚園が安心・安全な場となるよう、職員による協力体制の下、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行う。
- (4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。

### 3. 特別な支援を要する幼児の教育環境整備等支援体制の充実

#### 個に応じた支援の充実を大切にする

- (1) 家庭や医療、福祉等の関係機関との連携を図りながら、継続的な支援を行う。
- (2) 幼児の実態把握を行い、個別の支援計画・指導計画を作成して適切な支援を行う。
- (3) 特別支援教育コーディネーターの機能化を図り、全職員による幼児の支援体制の充実に努める。

## 2 幼児教育環境の整備・充実

### 1. 幼稚園教諭研修会の充実

#### 子どもたちや保護者の多様な思いに寄り添い、遊びを通して育まれる学びを大切にする

- (1) 専門性及び実践的指導力の向上のため研修の充実を図る。
- (2) 一人一人の発達に適した保育内容を充実させ、互いに尊重し合い、理解しあいながら職務の専門性や保育技術を高められる研究体制づくりを進める。

### 2. 人格形成の基礎を育むことのできる設備や教材等の整備

#### 幼児の生活は家庭を基盤として、地域社会を通じて次第に広げていくことを大切にする

- (1) 身近な自然、人材等、保護者や地域の資源を活用できるようにする。
- (2) 幼稚園が地域の人と人をつなぐセンター的な役割を果たすことに努める。
- (3) 地域の図書館、児童館、公民館、公園等を教育活動の一環として活用するとともに、正確な情報や保護者への情報提供に努める。

## 3 保育園・幼稚園・こども園・小学校との連携

### 1. 保育園・幼稚園・こども園・小学校との連携を図る

#### 幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと円滑に移行することを大切にする

- (1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形・標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）を明確にし、これを小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るよう努める。
- (2) 公立・私立幼稚園、公立・法人保育所等と小学校との交流活動、幼児期から児童期への発達の共通理解等職員間の相互理解に努める。